

設備設計一級 建築士講習	一 設備関係規定に関する科目 二 建築設備に関する科目	イ 構造設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画及び構造計算に関する総論 ハ 木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の構造の特性に関する事項 ニ その他建築物の構造に関し必要な事項	八時間以上
設備設計一級建築士の役割、義務及び責任	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	イ 設備設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機その他の建築設備の計画に関する事項 ハ 容量計算及び負荷計算に関する事項 ニ 設備機器の種類に関する事項 ホ その他建築設備に関し必要な事項	十二時間以上
設備設計一級建築士の役割、義務及び責任	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	六時間以上

附則
この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十二号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第三十九条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

平成二十年七月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九号第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九号第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第三欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の第四欄に掲げる時間とする。

講習	科目	内容	時間
一級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 設計及び工事監理に関する科目	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）建築士法（昭和二十五年法律第二十二号）その他関係法令の最近の改正内容等 イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理	三時間三十分 一時間三十分

二級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目 二 建築物（建築士法第三條に規定する建築物を除く）の設計及び工事監理に関する科目	イ 建築基準法、建築士法その他関係法令の最近の改正内容等 イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	三時間 一時間
木造建築士定期講習	一 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 二 木造の建築物（建築士法第三條及び第三條の二に規定する建築物を除く）の設計及び工事監理に関する科目	イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	三時間 一時間

附則
この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十三号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第四十二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

平成二十年七月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の中欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科目	内容	時間
一 建築士法その他関係法令に関する科目	イ 建築士法（昭和二十五年法律第二十二号）その他関係法令のうち建築士事務所に関する事項	一時間三十分
二 建築物の品質確保に関する科目	イ 建築士事務所における業務の進め方に関する事項 ロ 建築士事務所の経営管理に関する事項 ハ 技術者の管理に関する事項 ニ 契約の締結及び履行に関する事項 ホ 紛争の防止に関する事項 ハ その他建築物の品質確保に関し必要な事項	三時間三十分

附則
この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。